

# コロナ誹謗中傷

新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、  
医療従事者等に対する誹謗中傷は犯罪です。

それ **犯罪** です

## 名を名乗ってその行為できますか？

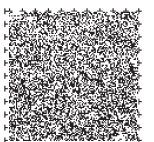
悪質なデマや誹謗中傷に対して、県は、止めるよう指導します。  
誹謗中傷は、懲役や罰金などの刑事罰が科されるだけでなく、  
被害者から損害賠償を請求されることもあります。

例えば…

- ・「〇〇店ではコロナに感染した従業員が働いている」といった書き込みやうわさをすれば、  
名誉毀損罪（3年以下の懲役、禁錮、50万円以下の罰金）
- ・「適切な感染対策をしていないから、□□病院はクラスターが発生した」と虚偽の情報を流せば、  
信用毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「〇〇店で働いている従業員はコロナに感染している」とデマを流して、営業を妨害すれば、  
偽計業務妨害罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「クラスターになった□□施設はアホだから放火してやる」とインターネット上に書き込み、  
施設の業務を妨害すれば、威力業務妨害罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「コロナに感染した△△を殺害する」とインターネット上に書き込みをすれば、  
脅迫罪（2年以下の懲役、30万円以下の罰金）

になる場合があります

**その行為 あなたの人生も狂わせます！**



## <コロナ差別専用相談窓口>

誹謗中傷、差別やいじめなどにお困りの方は、こちらにご相談ください。

○コロナ差別相談ダイヤル	TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
--------------	--------------------------------------	------------------------

## <新型コロナウイルス感染症専用相談窓口>

新型コロナウイルス感染症に関する健康についてお悩みの方は、こちらにご相談ください。

○和歌山県健康推進課	TEL 073-441-2170 FAX 073-431-1800	24時間対応 (土・日・祝日含む)
○和歌山市保健所	TEL 073-488-5112 FAX 073-431-9980	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)

※最寄りの保健所でも相談することができます

(相談時間等については、今後、変更になる場合があります。)

## <和歌山県内の人権全般に関する相談窓口>

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についてお悩みの方は、下記窓口でも相談できます。

○人権ホットライン 【(公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL 073-421-7830 FAX 073-435-5421	月～金曜 9:00～16:00 (祝日除く)
○海草振興局地域振興部 総務県民課	TEL 073-441-3344 FAX 073-423-9269	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○那賀振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0736-61-0006 FAX 0736-61-0007	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○伊都振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0736-33-4900 FAX 0736-33-4916	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○有田振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0737-64-1257 FAX 0737-64-1256	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○日高振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0738-24-2936 FAX 0738-24-2906	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○西牟婁振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0739-26-7909 FAX 0739-26-7962	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○東牟婁振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0735-21-9650 FAX 0735-21-9636	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)

### ■問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
和歌山県企画部人権局人権政策課  
TEL 073-441-2561 FAX 073-433-4540

一人で悩まず  
相談して

